# 喜望園 生活の手引き

- 1 入所時に必要な物
- (1) 転出証明書(和歌山市以外の方)
  - ※原則、入所の時点で喜望園に住所を異動して頂きます。
- (2) 健康保険証、後期高齢者医療受給者証及び介護保険被保険者証
  - ※国民健康保険に加入の方は前住所地で交付(施設入所における住所地特例が適用)されますので住所異動の手続きの際、合わせて手続きをお願い致します。介護保険被保険者証についても同様です。
  - ※後期高齢者医療受給者証をお持ちの方は和歌山市での交付となりますので前住所地で手続きをして頂いた後、和歌山市より交付の手続きをお願い致します。
- (3) 福祉医療費受給資格者証(お持ちの方のみ)
- (4) 身体障がい者手帳(お持ちの方のみ)
- (5) 各種年金証書(お持ちの方のみ)
- (6) 印鑑
  - ※ご本人の印鑑(銀行の届出印を施設でお預かり致します)
  - ※身元引受人の印鑑(入所手続きの際に使用します)
- (7)預金通帳
  - ※紀陽銀行の口座を開設して頂きます。紀陽銀行の通帳をお持ちでない方は入所前にお近くの紀陽銀行で口座を開設してください。
    - 尚、キャッシュカードの付帯する通帳は預かる事が出来ません。必ず入所前に返却して 下さい。
- (8) 診療情報提供書
  - ※掛かり付けの病院がありましたら、喜望園嘱託医「米田医院 米田泰幸」宛に診療情報 提供書を頂いてください。

# 2 施設内の移動について

### (1) 廊下の歩行

※廊下を歩く時は左側歩行を守ってください。また、施設内での白杖の使用は接触事故の原因になりますので禁止されています。

ただし、下肢筋力の低下等により支えが必要な場合には用いる杖に関して施設と相談の 上使用できます。

# (2) 車椅子の貸し出し

※体調不良等により歩行が不安定な方には車椅子の貸し出しをしております。 車椅子の自走は接触事故の原因になりますので、必ず職員の介助でお願い致します。

#### 3 持ち物について

#### (1) 生活用品の支給と貸し出し

- ※日常生活に必要な石鹸、トイレットペーパー、ティッシュ等の生活用品は支給します。 必要の際には職員に申し出てください。
- ※寝具については掛布団、敷布団、枕、毛布、電気毛布は常備しております。 ご希望があれば職員に申し出てください。
- ※テレビについては談話室に設置しております。共同でお使いください。又、小型の物であれば自身で購入することもできます。ご希望があれば職員に申し出てください。

#### (2) お部屋で使えない電化製品

※電気ポットやストーブなど火災の恐れのある物は使用しないでください。 ※お湯が必要な時は、相談員室にて給湯を行います。職員まで声をかけてください。

### (3) 嗜好品の管理

- ※飲酒は可能ですが一日350m1程度です。飲酒を希望される場合には、事前にご相談ください。夕食時の提供になります。
- ※飲酒によるトラブルを起こした場合は、禁酒に従って頂きます。
- ※たばこの喫煙は必ず所定の喫煙室で行って下さい。喫煙のルールやマナーを守れない場合は禁煙に従って頂きます。
- ※持病をお持ちの入所者の方もおられます。入所者間で嗜好品の差し入れを控えて頂く場合がございますので、その際は職員の指示に従ってください。

### 4 買い物について

#### (1) ショッピングと移動販売

※どちらも事前に受付を行いますので希望される方は、その際に申し出て頂くようお願い 致します。

- ○ショッピングは近くのスーパーで職員の介助で行います。 \*3月、5月、7月、9月、11月に予定しております。
- ○移動販売は施設まで来てくれます。\*1月、2月、4月、6月、8月、10月、12月に予定しております。

### (2) 食料品の購入

※食料品(お菓子を含む)については、6月から9月など比較的食べ物が傷みやすい時期において、購入していただける商品に制限を設けさせていただいております。 また、調理が必要なものなど(生肉など)については年間を通して購入はできません。

#### 5 お金の管理について

(1)預金の引き出し及び手持ち金の入金 ※随時受付を行っております。必要の際には、生活相談員まで申し出てください。

#### (2) 小口現金管理

※手持ち金の自己管理が難しくなった方は、小口現金保管担当者(主任支援員、及び主任生活相談員)が10,000円までの現金を小口現金管理として管理しております。

#### (3) 入所者同士の貸し借り

※入所者同士での金銭の貸し借りは堅く禁止されています。

### 6 居室の利用について

(1) 居室は入所者個人の財産ではありません。施設から借用しているものです。

個人の勝手な判断で壁などに粘着テープを貼ったり、穴を空けたり、釘を打ち付けたり しないでください。故意的に破損させた場合には弁償して頂く場合があります。

※認知症や精神疾患等、体調が著しく悪化した場合には、やむを得ず居室の移動をお願い する場合があります。

※居室はご本人以外の方が寝泊まりをすることはできません。

### (2) 安否確認

※夜間帯は、職員が巡回して安否確認を行います。

#### 7 通院について

#### (1) 指定病院

※喜望園では職員が付き添うことのできる病院が決まっております。

指定病院以外の通院を希望される場合は、タクシーやガイドヘルパー等、他機関のサービスをご利用ください。

#### (2) 嘱託医

- ※毎週火曜日と金曜日の午後から嘱託医が往診に来られます。
- ※基本的には嘱託医が主治医となります。診察や薬の処方、健康診断、予防接種、容態の 急変等に対応します。

#### 8 浴室の利用について

- (1)入浴日と時間帯
  - ※入浴は毎週火曜日と金曜日です。
    - \*火曜日は午前に女性入浴、午後は男性入浴となっております。
    - \*金曜日は午前に男性入浴、午後は女性入浴となっております。
  - ※行事等により曜日を変更する場合があります。その際には館内放送や食堂にて事前にお 知らせいたします。

### (2) 入浴時の注意点

※飲酒をした後の入浴は堅く禁止されています。浴室内は転倒や他の入所者と衝突の危険性があります。お互いが声を掛け合い、安全確認をしながら入浴をしてください。

#### 9 公衆電話の利用について

- (1) 利用時間は午前7:00~午後8:30までとなっております。
- 10 外出・外泊、面会について
- (1) 外出・外泊の届出書
  - ※外出・外泊を希望される方は届け出書にて必ず職員に申し出てください。また、食事を 止める際はその旨お伝えください。
  - ※外出・外泊された方は施設に戻り次第、帰園したことを職員に伝えてください。

### (2) 面会

※面会時間は、9:00~17:00迄となっております。

# (3) 外出・外泊、面会の制限

※感染症等の流行期に於いて外出・外泊、面会を中止とさせていただく場合があります。 \*集団感染を予防する為にご協力お願いいたします。

#### 11 ふれあいの会について

#### (1) 開催

※ふれあいの会では意見交換の場を設けております。

偶数月に1度、食堂で開催致します。不便に感じていることや提案等がございましたら遠慮なくお伝えください。尚、個人的な内容については個別で承りますので後ほど職員をお呼びください。

# 12 空調管理について

### (1)空調の使用

※空調の使用については調整のできる方は自身で行って下さい。自身で調整をすることが 困難な方については職員が対応致します。

※空調設備について一括管理をしている居室もありますので、調整については職員に申し出てください。

# 13 食事について

#### (1)食事の時間

\*朝食 7:30~

\*昼食 11:30~

\*夕食 17:00~

#### (2) 食事の保存時間

※感染症や食中毒対策として食事の保存時間を決めております。

\*朝食…9時まで

\*昼食…13時まで

\*夕食…18時まで

※集団感染を予防する為にご理解、よろしくお願いいたします。

# (3) 食事の席

※食事の席は決められた場所にて食事して頂きます。

#### (4) 食事の献立

※イベントの時などはイベント食を用意させて頂きます。その際、ジュースやアルコール 類を希望される方は職員にお伝えください。施設から提供いたします。

また、食事に関する要望がありましたら、嗜好調査を行っておりますのでお気軽に職員 にお伝えください。

※持病をお持ちの方に関して医療機関からの指示、指導等がある場合には健康維持の観点から食事制限をさせていただくこともあります。

## (5) アレルギー

※アレルギーのある方は入所の際に申し出てください。必要に応じ代替え食を用意いたします。なお、好き嫌い等の嗜好による代替食は行いません。

#### 14 行事予定について

(1) 当園では月終わりに翌月の予定を食堂で報告させていただきます。翌月の予定以外にもお伝えすることがあれば食堂や館内放送を通じてお伝え致します。

### 15 感染症、食中毒の予防

#### (1) 隔離

※感染症の流行を予防する為に下痢や嘔吐、発熱、その他風邪症状等がみられる方については、お部屋で過ごして頂きます。その際、食事の配膳、身体の清拭等においては職員がお手伝いを致します。

#### (2) 不測の事態

※施設内でインフルエンザやノロウイルス等の感染症や食中毒が発生した場合には入浴の中止、食堂の出入り禁止等の措置をやむを得ず行う事があります。

また、流行期に於いては発生状況に応じ、行事やショッピング、外出・外泊、及び面会等を中止する場合があります。

### 16 禁止行為

(1) 宗教や信条の相違などで他の入所者に迷惑をかけることはやめてください。 また、自己の利益のために他の入所者の自由を侵害することもやめてください。例えば 信仰の強引な勧誘や考えの押しつけ等です。

- (2)集団生活ですので他の入所者の悪口を云ったり、けんかや口論、泥酔などで周りを不快 にさせるような行為はやめてください。また、共有スペース内においても同様です。周 りを不快にさせるような行為はやめてください。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害するような行為はやめてください。
- (4) 指定した場所以外での火気の使用はやめてください。使用された場合には厳重注意と共 にしばらくの間、火気のある物の使用は禁止させていただきますので指定場所以外での 火気の使用は絶対にやめてください。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与えたり、勝手に持ち出したりはしないでください。
- 17 施設退所になる場合について
- (1)入所されている方が無断外泊し3日以上帰園されない場合、また無断外出が度重なれば退所となります。
- (2) 上記16の禁止行為において、注意されたにも関わらず繰り返し同じ様な行為をした場合にも退所となることがあります。
- 18 その他
- (1) 相談窓口
  - ※生活上の相談などございましたら生活相談員までお声掛けください。どのような内容でも構いませんのでお気軽にご相談下さい。